

議第 114 号

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第31号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第243号）に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（国民健康保険税の減額） 第23条 （略） 2 （略） 3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>（2） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額</u>	（国民健康保険税の減額） 第23条 （略） 2 （略）

改正後	改正前
<u>を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>（３） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>（４） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第７条の２の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>（５） 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>（６） 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第９条の２の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）</u>	

改正後	改正前
<u>の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(出産被保険者に係る届出)</u> <u>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、</u> <u>出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u> <u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> <u>(3) 出産の予定日</u> <u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u> <u>(5) その他市長が必要と認める事項</u> <u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> <u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u> <u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u> <u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u> <u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができ</u>	

改 正 後	改 正 前
る。 <u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該</u> <u>出産被保険者について同項各号に掲げる事項</u> <u>及び第2項各号に掲げる書類において明らか</u> <u>にすべき事項を確認することができる場合</u> <u>は、第1項の規定による届出を省略させるこ</u> <u>とができる。</u>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 243 号）に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （1） 産前産後に係る出産被保険者の国民健康保険税の減額について定めます。

（第 23 条関係）

- （2） 出産被保険者の免除申請に係る規定を定めます。

（第 24 条の 3 関係）

- （3） この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行します。

（附則第 1 項関係）

- （4） 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

（附則第 2 項関係）